

化学物質の国内対策について

令和8年1月

化学物質安全課／化学物質審査室／環境リスク評価室

○化学物質審査規制法に基づく審査・評価

- 前回の保健部会以降、新規化学物質として化審法に基づき届出のあった151件の審査を行った。
- 既存化学物質7,595物質についてスクリーニング評価を行い、そのうち6物質を優先評価化学物質相当と判断した。

○化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTRデータ

- 令和5年度PRTRデータを令和7年2月末に公表した。
(令和3年度の物質見直しにより、第一種指定化学物質が515物質となってから初めての集計結果)
- 全国32,502の事業所から届出が行われ、届出排出量は約137千トン、移動量は約266千トン。
- 届出対象物質の見直し前後で継続して指定されている物質（319物質）については、前年度と比較して、届出排出量・移動量ともに減少。

○化学物質実態調査

- 令和6年度化学物質環境実態調査対象物質（群）数は以下の通り。調査結果は令和7年12月に公表。
- ①初期環境調査：10物質（群）…水質は1物質（群）、底質は1物質、大気は4物質（群）が検出。
- ②詳細環境調査：4物質（群）…水質は3物質（群）が検出、底質は1物質（群）、大気は1物質が検出。
- ③モニタリング調査：11物質（群）…いずれの物質（群）も濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向。

○環境リスク初期評価

- 環境リスク初期評価（第24次取りまとめ）の結果を令和7年12月に公表。健康リスク初期評価で1物質、生態リスク初期評価において2物質について「詳細な評価を行う候補」とされた。

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）国内実施計画の概要



- GFCは、2023年9月に採択された、化学物質のライフサイクル管理に関する自主的な新たな国際枠組み。
- 本国内実施計画は、GFCの我が国での実施推進のために、GFCのビジョン・戦略的目的・ターゲットの達成を目標として、GFCの戦略的目的・ターゲットに基づき政府の今後の具体的な取組事項を整理したもの。
- 2024年4月に「GFC関係省庁連絡会議」を設置し、「化学物質と環境に関する政策対話」での意見やパブリック・コメントによる国民からの意見を踏まえながら検討を進め、2025年4月に策定・発表した。

（ビジョン、戦略的目的）
本計画の目標

（政府の施策・方向性）
具体的な取組事項

GFCのビジョン

“安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ”

戦略的目的A

法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装

- ✓法的枠組みの整備・実施
- ✓不法貿易・取引の効果的な防止
- ✓国内禁止物質の輸出規制
- ✓中毒センターの利用とリスク防止・研修
- ✓高有害性の農薬の段階的廃止・代替

戦略的目的B

知識・データ・情報の生成・公開・アクセスの確保

- ✓化学物質データ・情報の生成・利用
- ✓材料・製品中の化学物質情報の利用
- ✓排出・生産データ
- ✓ガイドライン等利用
- ✓教育・研修・啓発
- ✓GHSの実施
- ✓モニタリング及び監視データ生成・利用

戦略的目的C

懸念課題の特定・優先化・対応

- ✓懸念課題に対する作業プロセス及び計画の確立・実施

戦略的目的D

安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装

- ✓安全な代替等による生産の奨励
- ✓持続可能な解決策、安全な代替の優先
- ✓安全・持続可能な農業慣行への支援
- ✓化学物質・廃棄物管理戦略の作成
- ✓労働安全衛生・環境保護措置の確保

戦略的目的E

リソース動員・パートナーシップ・能力強化

- ✓適正管理の主流化
- ✓部門間・主体間パートナーシップとネットワークの強化
- ✓資金特定・動員
- ✓資金ギャップの特定・検討
- ✓管理コストの内部化
- ✓他の環境・保健・労働指針とのシナジー

目標達成に向けた関係主体（地方公共団体、国民、NPO・NGO、学術・研究機関、労働者、事業者）との連携

化学物質審査規制法施行令の改正状況（制度への反映状況）



○ 第54回の環境保健部会以降、以下の4物質群について、制度への反映を進めている。

物質	分類	措置内容	改正スケジュール
PFHxS関連物質 (主に泡消火薬剤、金属メッキ、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造等に使用)	第一種特定化学物質	製造・輸入等の原則禁止	公布 ▶ 令和7年12月17日 施行 ▶ 令和8年6月17日
クロルピリホス (主に殺虫剤として使用)			
中鎖塩素化パラフィン (MCCP) (主に金属加工油剤・難燃性樹脂原料等に使用)	第一種特定化学物質	製造・輸入等の原則禁止	現在改正作業中 公布 ▶ 令和8年5月頃を予定 施行 ▶ 令和8年11月頃を予定
長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA) とその塩及びLC-PFCA関連物質 (主にフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等として使用)			

- 「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」は、日本における水銀対策の全体像や将来像を包括的に示したものとして、平成29年10月16日に策定・公表した。本計画は水銀に関する水俣条約第20条の規定に基づき作成する「実施計画」として位置づけている。
- 今回、本計画の序文の規定に基づき、令和3年に実施した第1回点検に続き、第2回目となる実施状況の点検作業を実施し、その結果を環境省報道発表において報告した。

背景・経緯

- ・水銀汚染防止法第3条に基づき、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、条約の的確かつ円滑な実施を確保することを目的とし、平成29年10月16日に策定・公表。
- ・本計画では、水俣条約第1回締約国会議で決定された水俣条約第21条で規定している実施状況報告の間隔（4年おき）に合わせ、当該報告の前に、水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議において本計画の実施状況の点検を行うこととしている。
- ・当該報告は令和7年末に提出することとなっており、今般、当該報告を取りまとめるにあたり、関係府省庁連絡会議にて第2回目となる本計画の実施状況の点検作業を行い、その結果を令和7年12月19日に環境省報道発表にて公表した。

実施状況の点検の結果概要

点検の結果、第1回点検時と同様に、計画に沿って着実に施策が実施されており、条約に基づく措置が的確に講じられていることを確認した。具体的には以下のとおり。

- ・水銀添加製品の製造等に関する段階的廃止、水銀等の適正貯蔵・水銀含有再生資源の適正管理、水銀大気排出量の削減、水銀廃棄物の適正管理及び水銀に関する情報提供の拡充等の取組を実施。
- ・水俣条約締約国会議の結果を踏まえた規制対象製品の追加等、国際的な動向に対応した措置についても適切に実施。
- ・MOYAIイニシアティブ（※）に基づく継続的かつ積極的な国際協力について多面的に実施。

※ 水銀対策に関する諸外国支援と、水俣発の情報発信・交流に関するイニシアティブ。平成25年に熊本で開催された水俣条約外交会議において我が国が表明。

化学物質の人へのばく露量モニタリング調査 (HBM : Human Biomonitoring) 第一期調査 (令和7年度開始)

背景と目的

- ・実践的な化学物質の管理に向けて、化学物質の人への**ばく露実態を把握する**ことが重要である。
- ・これには人の血液や尿などの生体試料※1を直接分析することが有用である。
- ・**3,000人規模**の生体試料の分析を行い、**全国の人の平均的なばく露実態**を把握する。

アウトプットと想定される活用

- ・化学物質管理施策の有効性評価として、ストックホルム条約※2や水俣条約※3などへのデータ提供
- ・環境リスク評価の精緻化、環境リスク管理施策へのデータ提供（標準値を提供）

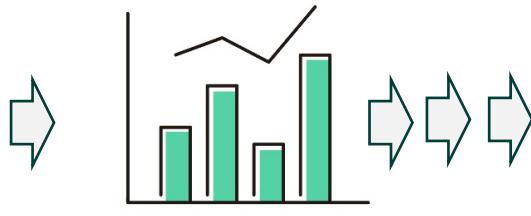
本調査設計（1期3年を想定）

①調査協力者募集
(全国150地域で
計3,000名程度)

②生体試料の採取
(血液・尿・毛髪など)

③化学物質分析、試料保存

④解析、次期調査の設計



現在、対象物質に
PFASの一部を含む想定。

※1 生体試料の直接分析により、全てのばく露媒体（食品、水、大気など）からの、総合的なばく露実態を把握することができる。

※2 環境中の残留性が高い残留性有機汚染物質から人の健康の保護及び環境の保全を図る目的で、2004年5月17日に発効。

※3 水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護する目的で、水銀に関する水俣条約が2017年8月16日に発効。

- GFC国内実施計画のターゲットE6では、「「生物多様性国家戦略 2023-2030」で掲げる化学物質や農薬等による汚染の削減に貢献するため、国内の化学物質管理及び生物多様性に関する有識者等で構成する検討会を組織し、ネイチャーポジティブに貢献する化学物質管理の推進方策等の検討を実施する。」と記載されている。
- これを基に、本年度、化学物質管理・生物多様性保全それぞれの分野の専門家で構成される検討会を立ち上げたところ。
- 本年度内に化学物質管理によるネイチャーポジティブ貢献のためのアクションプランを策定し、次年度以降これに基づいた取組の推進及び継続的な改訂検討を行う予定。

国際関係

生物多様性条約 (CBD)

昆明・モントリオール
生物多様性枠組み (KMGBF)

生物多様性及び生態系サービス
に関する政府間科学-政策
プラットフォーム (IPBES)

生物多様性保全

生物多様性基本法

生物多様性増進活動促進法

生物多様性国家戦略2023-2030

生物多様性及び生態系サービス
の総合評価 (JBO)

水銀に関する水俣条約

バーゼル条約・ロッテルダム条約
・ストックホルム条約

化学物質と廃棄物に関する
グローバル枠組み (GFC)

化学物質、廃棄物及び汚染に関する政
府間科学・政策パネル (ISP-CWP)

環境基本法

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

化学物質排出把握管理促進法

化学物質審査規制法

GFC国内実施計画

連携

課題の整理

- ・化学物質の生態系への影響が懸念される事例
- ・既存のリスク評価・試験法、制度に関する課題
- ・普及啓発及びパートナーシップに関する課題
- ・国際的な枠組みへの対応



対応オプションの整理

- ・調査・研究、モニタリングの実施・拡充
- ・リスク評価手法・制度の見直し・試行実施
- ・普及啓発・パートナーシップの促進
- ・生物多様性影響評価指標の開発・実装
- ・国際枠組み・国内計画へのインプット



「ネイチャーポジティブ・化学物質管理
アクションプラン」作成

參考資料

化学物質審査小委員会と化学物質対策小委員会の審議状況 化学物質審査規制法施行令の改正状況

化学物質審査小委員会の審議状況

- 化学物質審査小委員会では、新規化学物質の審査や一般化学物質のスクリーニング評価、優先評価化学物質のリスク評価など同法の重要な事項に関する調査審議を行った。

開催状況

前回の保健部会以降、合計10回開催（いずれも薬事審議会、化学物質審議会との合同開催）。

（令和7年3月24日、4月18日、5月26日、6月20日、7月22日、9月19日、10月21日、11月14日、12月12日、令和8年1月13日）

審議事項

新規化学物質の審査 :

- 新規化学物質として化審法に基づき届出のあった**151**件の審査を行った。

スクリーニング評価・リスク評価 :

- 既存化学物質7,595物質についてスクリーニング評価を行い、そのうち7物質を優先評価化学物質相当と判断した。
- そのうち1物質については、すでに優先評価化学物質として指定されている物質と異性体の関係であったため、製造実態を踏まえ、新たな評価単位でスクリーニング評価を実施したところ、優先評価化学物質指定の対象外となった。
- 優先評価化学物質相当と判断されたのは「フルフラール」、「アルキル（C = 8～16、直鎖型） = D - グルコピラノシド又は（D - グルコピラナン（糖間の結合がグリコシド結合であるものに限る。）のアルキル（C = 8～16、直鎖型）グリコシド」、「ピリジン」、「1, 2 - ベンゾチアゾリン - 3 - オン」、「三酸化ニアンチモン」及び「ヘキサン - 1, 6 - ジイルジアミン」である。

化学物質審査小委員会 委員

白石 寛明
(委員長)

国立研究開発法人国立環境研究所 名誉研究員

石塚 真由美

国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究院 環境獣医学分野・毒性学教室 教授

小池 英子

国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域副領域長・病態分子解析研究室室長・統合化健康リスク研究室長

鈴木 規之

国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 フロー

山本 裕史

国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域 領域長 生態毒性研究室長

梶原 夏子

国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 試験評価・適正管理研究室 上級主幹研究員

川嶋 貴治

国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康 領域 環境リスク科学研究推進室 主幹研究員

菅野 純

国立医薬品食品衛生研究所 客員研究員 名誉所員

小山 次朗

国立大学法人鹿児島大学 名誉教授

渡部 春奈

国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域 生態毒性研究室 主任研究員

- 化学物質対策小委員会では、今後の化学物質対策の在り方について検討・審議を行い、答申がなされた。

開催状況

- **第1回 審議内容（令和6年10月23日）**
 - ・ 化学物質審査規制法の概要と施行状況について
 - ・ 平成29年の化学物質審査規制法の改正の概要とこれまでの実績について
- **第2回 審議内容（令和6年11月8日）**
 - ・ 化学物質審査規制法の施行状況及び化学物質管理の動向を踏まえた検討事項について
- **第3回 審議内容（令和7年3月10日）**
 - ・ 化学物質審査規制法の施行状況及び最近の動向を踏まえた、今後の化学物質管理の在り方について
- **第4回 審議内容（令和7年6月13日）**
 - ・ 化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について

※第1回、第2回は産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループとの合同開催、
第3回、第4回は厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループとの合同開催。

答申

- **令和7年7月22日**

今後の化学物質対策の在り方について（答申）

（別紙）化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について

委員

白石 寛明 (委員長)	国立研究開発法人国立環境研究所 名誉研究員
栗生木 千佳	(公財)地球環境戦略研究機関 持続可能な消費と生産領域主任研究員 副ディレクター
大塚 直	早稲田大学法学部 教授
亀屋 隆志	国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
鈴木 規之	国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 フェロー
早川 有紀	関西学院大学法学部 准教授
戸次 加奈江	国立保健医療科学院生活環境研究部 主任研究官
増沢 陽子	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科 准教授

PFHxS関連物質の今後の予定

- 令和7年12月12日に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、PFHxS 関連物質が第一種特定化学物質に指定されることになった。
- 個別具体的な物質については、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令（以下「三省省令」という。）で定めるとしており、令和8年1月13日に開催された中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において、三省省令において規定する具体的な物質について審議が行われ、了承された。

令和8年1月13日

3省合同会合（※）における、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令（以下「三省省令」という。）において規定する化学物質（案）に係る審議

→要件を満たす117物質を、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定することで結論が得られた。

（※）薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

＜今後の予定（前後する可能性あり）＞

令和8年1月以降

三省省令案に関するパブリックコメント

令和8年春以降

三省省令の公布

令和8年6月17日

三省省令の施行

クロルピリホス、MCCP、LC-PFCAの審議の経緯、今後の予定

- クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質は、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において令和7年6月及び9月に審議を行った。（厚生労働省、経済産業省との合同審議）
- LC-PFCA関連物質は、例示的リストの変更があっても機動的に第一種特定化学物質として指定できるようにするため、POPs条約における定義を引用したLC-PFCA関連物質の外延を政令に規定し、具体的な物質群は省令において別途定めることとした。

令和7年6月 第一種特定化学物質の指定に係る審議

令和7年9月 輸入禁止製品、取扱い等に係る技術上の基準、回収措置命令の要否等に係る審議
→いずれの審議についても「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附屬書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について」（第一次答申、第二次答申）を発出

＜今後の予定（前後する可能性あり）＞

令和8年以降 化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
改正政令公布
3省合同会合（※）におけるLC-PFCA関連物質の指定に係る審議、
LC-PFCA関連物質の指定に係る省令の公布
改正政令、省令の施行

（※）薬事審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、
中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合



諸外国の動向なども参考に、PFASの性状・用途に応じた排出抑制等の適正管理の在り方等を検討します。

1. 事業目的

- ① 欧米をはじめとする諸外国のPFASに係る規制や管理方策等の動向や、PFASに関連する国際的な知見の蓄積・議論の動向などについて情報収集を強化し、我が国の規制・適正管理の在り方について検討する。
- ② PFASの中でも、既に化審法で製造・輸入が禁止されているPFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、在庫量把握の取組を広く展開し、適正管理や代替を促進することで、PFASによる環境汚染を防止する。

2. 事業内容

令和5年7月に「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」にて取りまとめられた「PFASに関する今後の対応の方向性」を踏まえ、我が国においても優先順位を付けつつ、PFASに喫緊に対応する必要がある。

【国外調査による情報収集】

- ・ 欧州REACHや米国規制の動向をはじめ、諸外国のPFASに係る規制や管理方策等について情報収集する。
- ・ ストックホルム条約の枠組みにおけるPFASのリスク評価に係る新しい知見の蓄積や議論の動向、それらを踏まえた対応のために必要な情報を収集する。

【PFASの適正管理の在り方検討】

- ・ PFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、令和7年度の在庫量把握方法に係る検討成果を活用して実態把握の取組を広く展開するとともに、適正管理や代替の促進に向けて、その実態や各種施策を踏まえた効果的な取組を検討・実施する。

3. 事業スキーム

- | | |
|---------|----------------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■委託・請負先 | 民間事業者・団体/研究機関等 |
| ■実施期間 | 令和6年度～ |

4. 事業イメージ

【国外調査による情報収集】
欧米や国際的な規制・管理方策の動向等について、必要な情報収集を強化



【PFASの適正管理の在り方検討】
PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量把握の取組の展開等



泡消火薬剤の在庫量把握方法に係る検討成果をもとに、実態把握を促進

在庫量把握、適正管理の必要性の周知、代替促進などに繋げる

- PFAS対策については、国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的な収集を図りつつ、科学的根拠に基づく対応と国民へのわかりやすい情報発信を図る。
- 具体的には、関係省庁と密に連携しつつ、「環境中への新たな排出抑制」「更なる汚染拡大の防止」「健康影響の未然防止」「リスクコミュニケーション」の4つの柱で取組を推進

①環境中への新たな排出抑制 「作らない・出さない」

- POPs条約において、予防的な取組方法に基づき廃絶対象となったものについて、化審法において、製造・輸入を原則禁止済み(PFOS(H22), PFOA(R3), PFHxS(R6))
- 今後も、廃絶対象となった物質について、迅速に対応
- PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量調査、適正管理・代替製品への切り替えの促進

②更なる汚染拡大の防止 「広めない」

- 公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAに関する指針値（暫定なし）を設定済（R7.6）
- 環境モニタリングを強化し、暫定目標値を超過した場合に、対応の手引き（R6.11第2版）に基づき、飲用摂取防止や追加調査等を実施
- 環境中濃度の低減のための知見集積に向け対策技術の実証事業開始（R7.4～）

③健康影響の未然防止 「摂取しない」※

- 人へのばく露は、主に経口摂取であることが指摘されており、飲料水・食品への対応が重要
- 水道水中のPFOS及びPFOAについて、水質検査・遵守の義務がある水道水質基準へ引き上げ（R7.6、施行はR8.4.1）
- PFAS血中濃度と健康影響等との関連について、環境研究総合推進費等を活用した研究（R6～R8）を推進

④リスクコミュニケーションの推進「正しく知る」

- 河川や地下水等の水環境において、高濃度のPFASが検出されている事例が確認されていることから、住民の不安に寄り添い、透明性を確保しながら適切な情報発信が必要
- 国民向けのQ&A集を作成、周知（R5.7～）
- PFASハンドブックを作成、地方公共団体・水道事業者等へ周知（R7.3～）

化学物質の排出量・移動量の集計結果

令和7年2月28日、事業者から届出のあった令和5年度の化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量等のデータの集計等を行い、公表した。なお、令和3年施行令改正により、令和5年度排出・移動量の届出から、対象物質の見直し（462物質から515物質に変更）がなされている。また、事業者から届出のあった個別事業所ごとの化学物質の排出量・移動量についても併せて公表した。

＜令和5年度データのポイント＞

①届出排出量・移動量

令和5年度の1年間に届出対象事業者が把握し、届出のあった事業所からの排出量・移動量の全国・全物質（515物質のうち、届出があった494物質）の集計結果は、以下のとおり。

- ・届出事業所数32,502事業所（前年度32,209事業所）
- ・届出排出量 137千トン（前年度122千トン）
- ・届出移動量 266千トン（前年度247千トン）
- ・届出排出量と届出移動量の合計 403千トン（前年度369千トン）

②届出排出量・移動量（継続物質）

令和3年施行令改正の前後で継続して届出対象物質として指定されている物質（以下「継続物質」という。）の届出排出量と移動量の集計結果は、以下のとおり。（届出対象の継続物質319物質のうち届出があった308物質）

- ・届出排出量 120千トン（前年度122千トンに比べて1.4%の減少）
- ・届出移動量 221千トン（前年度232千トンに比べて4.6%の減少）
- ・届出排出量と届出移動量の合計 341千トン（前年度354千トンに比べて3.5%の減少）

化学物質評価専門委員会の審議状況

○ 化学物質評価専門委員会では、化学物質の環境リスク評価について、検討・審議を行った。

開催状況

● 令和7年12月24日 化学物質評価専門委員会（第31回）

- ・ 化学物質環境実態調査（令和6年度調査結果等）について
- ・ 化学物質の環境リスク初期評価（第24次取りまとめ）について

化学物質評価専門委員会 委員

白石 寛明 (委員長)	国立研究開発法人国立環境研究所名譽研究員
石塚 真由美	北海道大学大学院獣医学研究院環境獣医科学分野毒性学教室 教授
上田 佳代	北海道大学大学院医学研究院社会医学系部門社会医学分野衛生学教室 教授
宇野 誠一	鹿児島大学水産学部 教授
小川 久美子	星葉科大学 毒性学研究室 教授
大野 浩一	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室長
加藤 みか	東京都環境科学研究所 環境リスク研究科 主任研究員
菅野 純	国立医薬品食品衛生研究所 名譽所員
小池 英子	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域副領域長
櫻井 健郎	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域リスク管理戦略研究室室長
四ノ宮 美保	大妻女子大学社会情報学部 教授
鈴木 規之	国立研究開発法人国立環境研究所企画部 フェロー
武林 亨	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室 教授
中島 大介	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域副領域長
野原 恵子	国立研究開発法人国立環境研究所 名譽研究員・客員研究員
堀口 逸子	東京理科大学薬学部医療薬学教育支援センター 教授
山本 裕史	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域 領域長・生態毒性研究室長、包括環境リスク研究プログラム総括

1. 実施内容等

- 一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に、昭和49年度（1974年度）から毎年度実施。令和6年度（2024年度）調査の結果については、化学物質評価専門委員会における審議を経て、令和7年12月公表。
- 具体的には、4つの媒体（水質、底質、生物、大気）を対象に、以下の3種の調査を実施；
 - ① **初期環境調査**：環境リスクが懸念される化学物質の一般環境中における存在状況を確認
 - ② **詳細環境調査**：一般環境中における全国的なばく露量を把握
 - ③ **モニタリング調査**：化審法の特定化学物質やPOPs条約対象物質等の一般環境中の残留状況を監視・把握
- 調査結果は、「化学物質と環境」（いわゆる「黒本」）として取りまとめ、省内及び関係省庁、地方公共団体等の化学物質対策関連部署において活用。

2. 令和6年度化学物質環境実態調査の概要

- 調査対象物質（群）数は以下の通り。詳細は「令和6年度化学物質環境実態調査結果（概要）」についての別表1～3参照。
 - ① 初期環境調査：10物質（群）… 水質は1物質（群）、底質は1物質、大気は4物質（群）が検出。
 - ② 詳細環境調査：4物質（群）… 水質は3物質（群）が検出、底質は1物質（群）、大気は1物質が検出。
 - ③ モニタリング調査：11物質（群）… いずれの物質（群）も濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向。

参考：「令和6年度化学物質環境実態調査結果（概要）」について（https://www.env.go.jp/press/press_02118.html）

1. 実施内容等

- 化学物質による環境汚染を通じて、人の健康や生態系に好ましくない影響が発生することを未然に防止するため、科学的な知見に基づいて、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが大きいと想定される物質を抽出（スクリーニング）する環境リスク初期評価を平成9年度から実施。第24次の取りまとめ結果を化学物質評価専門委員会における審議を経て令和7年12月に公表。
- 具体的には、①人の健康に対するリスク（健康リスク）と ②生態系に対するリスク（生態リスク）の観点から、文献情報等を用い、有害性・曝露に関する評価を実施。
- 「詳細な評価を行う候補」とされた化学物質については、関係部局等に評価結果を提供の上、緊密に連携を図り、各主体における取組（詳細なリスク評価の実施等）への活用を図る。

2. 第24次取りまとめ結果

評価の観点	評価対象 ^注	評価結果	
		詳細な評価を行う候補	更なる関連情報の収集が必要
健康リスク	7物質	1物質	4物質
生態リスク	9物質	2物質	3物質

注：今再評価を含まない実物質数で、健康リスク初期評価を334物質、生態リスク初期評価を430物質実施。

化学物質の環境リスク初期評価（第24次取りまとめ）結果



評価の観点	評価対象	評価結果		
		詳細な評価を行う候補	更なる関連情報の収集が必要	現時点では更なる作業の必要性は低い
健康リスク	7 物質	<p>【1 物質】 <u>経口曝露</u> •4,4'-スルホニルジフェノール (別称: ビスフェノールS)</p>	<p>【4 物質】 <u>吸入曝露 (一般環境大気、室内空気)</u> •2-(2-エトキシエトキシ)エタノール *</p> <p><u>経口曝露</u> •4,4'-ジヒドロキシジフェニルメタン *</p> <p>(別称: ビスフェノールF)</p> <p><u>吸入曝露 (一般環境大気)</u> •亜鉛及びその化合物*</p>	<p>【2 物質】 •4,4'-[2,2,2-トリフルオロ-1- (トリフルオロメチル) エチリデン] ビスフェノール (別称: ビスフェノールAF) •リン酸ジブチル=フェニル</p>
生態リスク	9 物質	<p>【2 物質】 •4,4'-スルホニルジフェノール (別称: ビスフェノールS) •イベルメクチン</p>	<p>【3 物質】 •4,4'-ジヒドロキシジフェニルメタン* (別称: ビスフェノールF) •リン酸トリフェニル •エチレンジアミン</p>	<p>【4 物質】 •4,4'-[2,2,2-トリフルオロ-1- (トリフルオロメチル) エチリデン] ビスフェノール (別称: ビスフェノールAF) •フラン •リン酸ジブチル=フェニル •ストレプトマイシン</p>

* 既存の関連情報を総合的に勘案して判断し更なる関連情報の収集に努める必要があると判定した物質。すなわち、MOEや過剰発生率、PEC/PNEC比では「現時点では作業は必要ないと考えられる」又は「現時点ではリスクの判定ができない」となったが、既存データの解析及び専門的な見地から総合的に判断して、更なる関連情報の収集が必要と判定した物質。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令改正に伴う 一般用照明蛍光ランプの製造・輸出入禁止の普及啓発

水銀使用製品規制（一般照明用蛍光ランプ）に関する国内周知



- 2023年10月に開催された水俣条約第5回締約国会合において、水俣条約の規制対象となる水銀添加製品の追加が決定。2027年末までにすべての一般照明用の蛍光ランプについての製造・輸出入が廃止されることになった。
 - これを受け、国内においても水銀汚染防止法施行令を改正（2024年12月）。一般照明用の蛍光ランプの種類に応じて条約で定められた期限に基づき、段階的に製造・輸出入が禁止される（2026年1月1日からは電球形蛍光ランプの規制が開始）。
 - 一般照明用蛍光ランプは国民生活に密接に関わる製品であり、無用な混乱を避けるためにも、正確な情報を必要な対象に分かりやすく的確に発信する必要があるため、様々なツールを用いて周知を行っている。



政府広報によるTV内CM

COPで決定した規制に関する周知 (例) 蛍光ランプの製造・輸出入禁止に関する周知



ポスター、リーフレット等の配布・掲示による周知



特設ウェブサイトの開設